

○総務省令第十二号

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十六号）の一部施行に伴い、放送法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月十八日

総務大臣 村上誠一郎

放送法施行規則の一部を改正する省令

放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第六の一号から別表第六の三号まで、別表第十五号から別表第十七号まで、別表第十九号から別表第二十一号の六まで、別表第二十一号の八、別表第二十一号の十、別表第六十号及び別表第六十四号の二から別表第六十六号までの規定中「~~第2条第15号~~」を「~~第2条第16号~~」に改める。

附 則

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化

及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十六号）附則
第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。